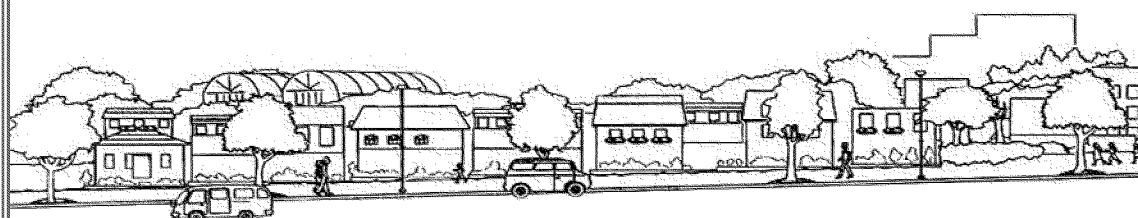


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.10

2008/9/19

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進 第二係

TEL 5662-0653



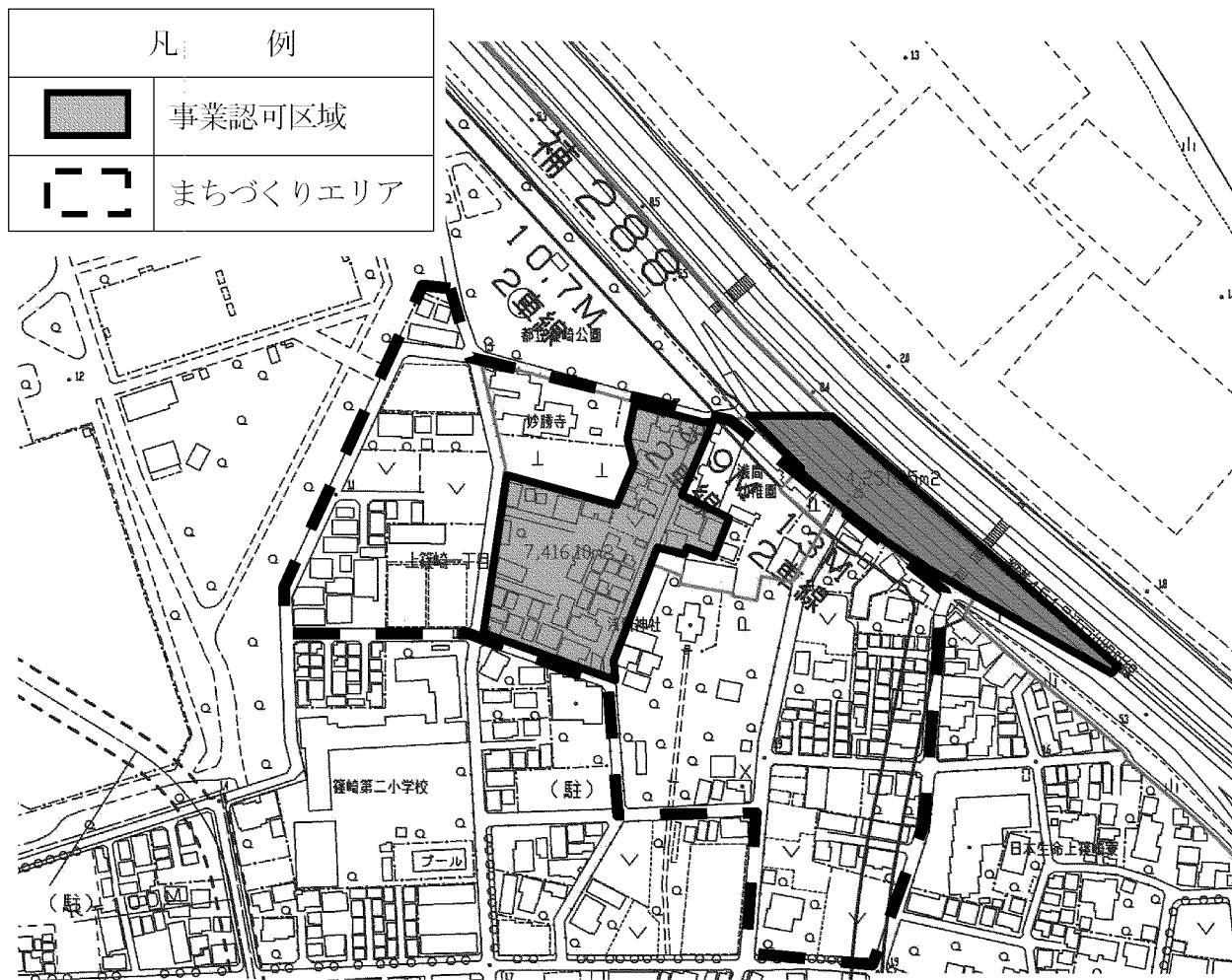
江戸川緑地事業の事業化をしました

平成20年8月6日付で上篠崎1丁目22番の一部、23番の一部（A地区の一部）の江戸川緑地事業を決定しました。（下図の箇所）

対象のみなさまには、昨年の建物調査に基づき、補償金の算出を行う補償算定調査を実施していきます。その後、早期移転をご希望される方から順次移転交渉を行っていきます。なお、事業期間は、平成20年8月6日～平成25年3月31日のおよそ4年半を定めています。

本事業は、河川敷やグランド等の多様な資源を活かした緑と川風の拠点の形成を図るとともに、スーパー堤防事業、土地区画整理事業等と一体に整備することにより、浸水被害にも対応した防災機能の向上や住環境の改善を図っていきます。

今後ともみなさまのご理解、ご協力を願っています。



※再生紙使用マーク(Rマーク)についてのお知らせ

再生紙偽装問題に伴い、今後区が発行する印刷物などについては、当面の間、再生紙使用マークの表示を控えます。

江戸川緑地事業の説明会・個別相談会を開催しました

8月26日（火）に篠崎地区まちづくり事務所において、事業の対象の方々に江戸川緑地事業の説明会を開催しました。

当日はお忙しい中、お集りいただきありがとうございました。

また、8月28日（木）～31日（日）に篠崎地区まちづくり事務所において個別相談会を実施しました。今後もどんなことでもご相談ください。



説明会でいただいたご質問を紹介させていただきます

質問) 土地建物を江戸川区に売らないで不動産業者に売っても構いませんか。（江戸川緑地事業地内）

回答) 江戸川緑地事業の事業決定以降は原則として江戸川区にお譲りいただきます。

しかし何らかの理由で、事業地内の土地建物等を江戸川区以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって江戸川区に届け出ていただくことになっております。区は、届け出後30日以内にその土地建物等を買い取ることができ、期間内に区が買い取らない場合に限って、他人に譲り渡すことができます。

質問) 今回の事業決定が最終決定と考えて良いですか。本当にやってくれるんですね。（江戸川緑地事業）

回答) 8月6日付で事業決定となりましたので、まちづくりを進めていきます。今後、みなさまの事情によって生活再建方法も違ってきますので、移転先の検討について区も一緒に考えて、お手伝いして行きます。また、生活再建にあたっては、補償金の他に移転に要する資金が必要な場合、区の移転資金貸付制度があります。みなさまと一緒にお一人おひとりの事情にあわせた最善の方法を考えていきたいと思っています。今後ともみなさまのお力になれるよう努力いたします。

上篠崎1丁目24番、9番、21番、22番の一部（B、C地区）のとりくみについて

上篠崎1丁目24番、9番、21番、22番の一部にお住いの方々からは、昨年ワークショップや意見交換会等で「長期の仮住まいが困難だ」「減歩（土地の負担）が大きい」というご意見がありました。

そのため、長期の仮住まいが困難な方などのご要望に対しては、土地の先行取得を行っています。現在、多くの方々からご希望やお問い合わせをいただいております。現在も実施していますので関心の有る方は連絡をお願いいたします。このことは、土地区画整理事業地内での、土地を提供していただく方の減歩の軽減に繋がることになります。

今後は、みなさまとご相談を進めながら土地区画整理事業、補助288号線の事業化への取り組みを進めていきます。みなさまからご理解、ご協力を得られるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

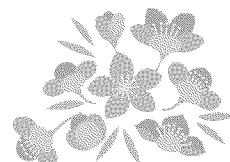
<連絡・問い合わせ先>

えんせん

沿川まちづくり課推進第二係

TEL 5662-0653

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。



【URL】http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html